

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	有害鳥獣防護柵設置事業補助金（市単）
補助事業等の目標	防護柵等の設置を推進することにより、鳥獣による農作物等への被害を防止するため。
補助事業等の対象者	諏訪市鳥獣被害対策協議会
補助対象経費	諏訪市鳥獣被害対策協議会が、区等地縁団体又は 3 人以上の農業者で組織する団体（中山間地域農業者直接支払事業の協定締結集落に係るものを除く）に対して、当該団体が、100 メートル以上の防護柵等の設置に要した原材料費等に関して行う補助に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 経費の 1/2 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 24 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 鳥獣被害の軽減のため、継続的な支援が必要なため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係